

前払及び部分払に関する広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款の特例

(前金払)

- 1 この契約の前金払については、広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款（以下「契約約款」という。）第34条第1項中「業務委託料の」とあるのは「当該事業年度の出来高予定額の」と、「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の事業年度以外の事業年度にあつては年度末）」と、「請求することができる。」とあるのは「請求することができる。ただし、前事業年度末における前金払及び部分払に関する広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款の特例2の（1）の業務委託料相当額が前事業年度までの出来高予定額に達するまで当該事業年度の前金の支払請求することができない。」と読み替えて、この規定を適用する。

(部分払)

- 2 この契約の部分払については、次の規定を適用する。
- (1) 業務委託料が500万円以上の場合において、受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分（検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、(2)以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は履行期間中5回（同一年度内においては2回）を超えることができない。
- (2) 受注者は、部分払を請求しようとするときは、所定の申請書によりあらかじめ、当該請求に係る業務の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- (3) 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において（1）の業務委託料相当額は、発注者と受注者とで協議して定める。

部分払金の額＝業務委託料相当額（A）×0.9－当該年度の前払金額

$$\begin{aligned} & (A) - \text{前事業年度までの出来高予定額} \\ & \times \frac{\quad}{\quad} \\ & \text{当該年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

ただし、前事業年度における年割額に应ずる出来高予定額の繰越分の支払いについては次の式により算定する。

部分払金の額＝業務委託料相当額（A）× 0.9－当該年度の前払金額

$$\times \frac{(A) - \text{前事業年度の出来高予定額}}{\text{当該年度の出来高予定額}}$$

- (4) 受注者は、(2)の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- (5) (4)の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、(1)及び(3)中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。